

加盟登録申請に関する注意点（記入上の注意点）

重要ですので必ず熟読し、漏れのないように手続きを行ってください。

1. 加盟申請区分は、継続・新規・登録辞退のどれかに○をつけること。
2. チーム登録番号は、7桁の数字を記入すること。（継続登録チームのみ）
3. 2014年度所属リーグは、所属リーグを1～3部およびA・Bで記入すること。リーグに所属していないチーム（新規チーム）は、“無し”と記入すること。
4. 継続チームで、チーム名・チーム呼称が前年度登録内容と異なる場合は、前年度登録内容を記入の上、新年度登録内容の横に（前年度から変更）と記入すること。
5. 代表者氏名および監督氏名は新年度登録者名を記入すること。
6. 第一連絡先は、必ず代表者の連絡先（自宅・勤務先）を記入すること。第二連絡先は、代表者以外で常時連絡が取れる者を記入すること（必ず一名記入すること）。尚、郵便物は第一連絡先に送付します。判別しにくい場合があるので、番号等ははっきりと記載すること。
7. 所属審判員3名は、天皇杯社会人予選開始までに必ず審判資格を取得（講習会を受講）している者とする。
8. 登録エースは、フィールドプレイヤーおよびキーパーのいずれも正・副もれなく記入すること。記入されたエースは4月の総会時に持参し、リーグ運営委員会に提示すること。提示がない場合は、リーグ参加は認めない場合があります。
9. 登録人数は、継続・新規とも予定者数を記入すること。
10. 本申請書の受理は、次の3点がすべて確認できたチームのみ受理します。
 - ①加盟申請書の記入項目がすべて記入されていること。
 - ②JFAが規定する期日までに、必要金額が入金されていること。
 - ③3名以上のチーム関係者が、2015年1種天皇杯予選スタートまでに審判資格を取得していること。できていないチームは、社会人連盟への加盟登録は受け付けませんので十分に注意すること。
11. 日本協会への登録についてはWeb上にて行って頂きますが、本加盟申請書と日本協会へのWeb登録の内容が異ならないように注意すること。
12. 加盟申請書は、加盟に際しての誓約書を兼ねています。加盟申請後、日本サッカー協会および社会人連盟のルール・規約に従わない場合は、規約に基づく処罰を課すとともに、次年度の登録は認めません。
13. 加盟申請書の提出は、2015年1月17日必着です。滋賀県サッカー協会に必着するよう郵送またはFAXすること。
14. 連盟が郵送によって通知する案内について、「案内の不行き届き」等を理由に、その会合に無断で欠席し、また期限内に申請書類や登録費を提出・納金しないチームがありますが、そのような理由による不手続きは一切受け付けません。代表者が責任を持って対応して下さい。
15. 2014年度の登録費・大会参加費等の一部が未納のチームは、2015年2月1日を期限とし完全納金すること。（未納金額がわからない場合は各リーグ運営委員に確認してください）納金が確認できなかったチームは、規約に基づく処罰を課すとともに2015年度登録は受け付けません。
16. 全国社会人選手権、天皇杯滋賀県社会人予選の参加申込は、同封の書類を確認のうえ、別途手続きください。

書類送付先

郵 送 〒524-0212 守山市服部町 2439 番地 ビッグレイク 滋賀県サッカー協会
F A X 077-585-0983

登録加盟費振込先

滋賀銀行 本店 普通預金 853609 滋賀県サッカー協会社会人連盟
会計 中島浩之

以 上